ホテルタビノス浜松町　宿泊約款

適用範囲

第1条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2.　当ホテルが、法令又は慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条　当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

（1）　宿泊者名
（2）　宿泊日及び到着予定時刻
（3）　宿泊料金（原則として別表第 1 の宿泊料による。）
（4）　その他当ホテルが必要と認める事項

2.　宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度とし当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3.　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 19 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残金があれば、第 13 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.　第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを必要としないこととする特約

第4条　前条第 2 項規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.　宿泊契約の申込みを承諾するに当り、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条　当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（1）　宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
（2）　満室（員）により客室の余裕がないとき。
（3）　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
（4）　宿泊しようとする者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき。
（5）　宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
（6）　宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
（7）　宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（8）　宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力的要求行為を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
（9）　宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
（10）　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

宿泊客の契約解除権

第6条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.　当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、**別表第 2、3** に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した場合に限ります。

3.　当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明告されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（1）　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（2）　宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
（3）　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（4）　宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
（5）　暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき。

（6）　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
（7）　法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
（8）　宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力的要求行為を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
（9）　ホテル館内での喫煙、消防用設備に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2.　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
（1）　宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
（2）　外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地及び入国年月日
（3）　出発日及び後泊地
（4）　その他当ホテルが必要と認める事項

2.　宿泊客が第 13 条の料金の支払いを、商品券、クーポン券、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わりうる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条　宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.　当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウト時間を超えて客室の使用に応じる場合があります。この場合には、次にあげる追加料金を申し受けます。
（1）　午後 2 時までは、1 室につき 1 時間毎に 1,000 円（税別）
（2）　午後 2 時以降は、室料金の全額

客室清掃

第10条　客室清掃は午前 11 時から午後 3 時までとなります。

2.　滞在清掃は依頼のない限り、タオル交換、ゴミの回収のみとさせていただきます。
但し、チェックイン日翌日の滞在 3 日目には、ベッドメイク、ベッドリネン交換、バスルームの清掃をおこないます（無料）。
（原則として**別表第 4** による。）
毎日、清掃ご希望の場合は追加料金を申し受けます。1 日 2,000 円（税別）

利用規則の遵守

第11条　宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊の継続及び館内施設利用の拒否

第12条　当ホテルは、宿泊契約の申込みを承諾した期間中といえども、次に掲げる場合においては、宿泊の継続及び館内施設の利用をお断りすることがあります。
（1）　第 5 条第 3 号から第 10 号までに該当することになったとき。
（2）　宿泊客が前条の利用規則に従わなかったとき。

営業時間

第13条　当ホテルの主な施設等の営業時間は、次のとおりとし、その施設等の詳しい営業時間は、各所の掲示、客室テレビ内のインフォメーションサービス等でご案内いたします。
（1）　フロントのサービス時間　　06:00～24:00
（2）　ロビーラウンジ　　06:00～24:00　　※軽食サービスは 06:30～10:00

2.　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第14条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2.　前項の宿泊料金の支払いは、日本の通貨又は当ホテルが認めた商品券、クーポン券、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わりうる方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。ただし、小切手は扱っておりません。

3.　宿泊客が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第15条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.　当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第16条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.　当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊斡旋の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物の取り扱い

第17条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2.　宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第18条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2.　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは発見日を含め 7 日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。

3.　前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第19条　宿泊客が当ホテル建物内外の駐車場をご利用になる場合、当該駐車場が掲げる駐車場利用規定に則ってご利用いただきます。なお、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所を紹介、案内するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊客の責任

第20条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

支配する国語

第21条　本約款は、日本語、英語、中国語、韓国語で作成されますが、約款の両文の間に相違があるときは、日本語が全ての点について支配するものとします。

管轄及び準拠法

第22条　本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第 1
宿泊料金の算定方法（第 2 条第 1 項 3 号及び第 13 条第 1 項関係）

		内　　容
宿泊者が 支払うべき総額	宿 泊 料 金	①宿泊料 （室料） ②消費税（①× 消費税率） ③東京都宿泊税 ※①の料金により+100 円か、+200 円
	追 加 料 金	④その他の利用料金 ⑤消費税（④× 消費税率）

別表第 2
違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日 ＼ 契約申込人数		不泊	当日	前日	9 日前以 降
一般	14 名まで	100%	80%	20%	
団体	15 名以上	100%	80%	20%	10%

注）
1. %は宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数に関わりなく、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

別表第 3
イベント期間違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日 ＼ 契約申込人数	不泊	7 日前から当日	60 日前から 8 日前
1 名以上	100%	100%	50%

注）
1. 左記、違約金規定はホテルが定める大規模な「イベント、催事」が開催される期間に適用されます。

別表第 4
滞在清掃スケジュール（チェックイン日翌日から滞在 3 日目に清掃入室）

滞在日数	C/I日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
2 泊 3 日	◎	×	C/O					
3 泊 4 日	◎	×	×	C/O				
4 泊 5 日	◎	×	×	○	C/O			
5 泊 6 日	◎	×	×	○	×	C/O		
6 泊 7 日	◎	×	×	○	×	×	C/O	
7 泊 8 日	◎	×	×	○	×	×	○	C/O

注）
1.毎日、清掃ご希望の場合はフロントに申し付け下さい。
2.都度、清掃をご希望の場合は前日の 14:00 までに客室の清掃カードにてお知らせください。
※1.2 共に有料 2,000 円（税別）/1 日